平成２８年（再ロ）第４号

大阪府高槻市大蔵司１丁目５番９号
再生債務者　岡山ひとみ

１　意見聴取に付する再生計画案　平成28年５月23日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成28年６月21日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再ロ）第２号

大阪府大阪狭山市半田１丁目224番地の84
再生債務者　馬渡　俊聰

１　意見聴取に付する再生計画案　平成28年５月６日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成28年６月21日まで

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第５４号

大阪府枚方市牧野阪３丁目２番18―201号
再生債務者　谷村　広美

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成28年５月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年５月23日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再ロ）第１号

埼玉県川越市大字今福1110番地29
再生債務者　太田　一之

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成28年５月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年５月24日

さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再ロ）第３号

大阪市住吉区清水丘２丁目５番８―304号
再生債務者　橋上　樹里

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成28年５月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年５月24日

大阪地方裁判所第６民事部

厚生年金基金変更公告

全国システムハウス業厚生年金基金の事務所の所在地に変更があったので、改正前厚生年金保険法第116条及び厚生年金基金令第４条の規定により次のように公告します。

１．新事務所の所在地　東京都中央区日本橋人形町３丁目３番10号人形町ＴＥＣビル９階

２．旧事務所の所在地　東京都中央区日本橋浜町１丁目８番12号東実年金会館８階

３．変更年月日　平成28年４月８日

平成28年６月２日

全国システムハウス業厚生年金基金

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第１号の規定により、次の免許状は失効した。

平成28年６月２日　千葉県教育委員会

１　免許状の種類（教科）及び番号

(1)　中学校教諭一種免許状（数学）
昭54中一第17411号

(2)　高等学校教諭一種免許状（数学）
昭54高一第18449号

２　授与年月日及び授与権者

(1)　昭和54年３月31日　東京都教育委員会

(2)　昭和54年３月31日　東京都教育委員会

３　氏名及び本籍地
鳥居　卓　千葉県

４　失効年月日
平成27年12月23日

５　失効の理由
教育職員免許法第10条第１項第１号該当

会社その他の公告

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社fire―direct（住所東京都渋谷区恵比寿南二丁目六番一六号早瀬ビル三〇一）に対して当社のデジタルコンテンツ事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年六月二日
東京都渋谷区恵比寿南二丁目六―一六早瀬ビル三〇一
イービーエス有限会社
取締役　小林　久芳

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年七月九日であり、組織変更後の商号は株式会社クレアスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年六月二日
青森県八戸市大字田面木字堤下三番地
合同会社クレアス
代表社員　山本　知昭

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年五月二十七日
掲載頁　六十四頁（号外第一一八号）

平成二十八年六月二日
大阪府吹田市千里丘中一番一一号
尾関株式会社
代表取締役　尾関　眞二

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年六月十七日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十八年六月二日
東京都目黒区上目黒二丁目一五番一四号
株式会社ＡＤＥＵＬＬＹ
代表取締役　小室　喬志

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年六月十七日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年六月二十七日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年六月二日
愛知県名古屋市中村区名駅一丁目一番四号
ＪＲ東海財務マネジメント株式会社
代表取締役　山田　龍彦

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年六月二日
東京都足立区青井三丁目一二番一五号
日本炭酸瓦斯株式会社
代表取締役　水澤　義明

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年六月二日
東京都品川区大井一丁目二八番一号
株式会社ユニヒツクス
代表取締役　坪田　光男

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月十七日付で当社の全部の種類の株式に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年六月二日
東京都千代田区三崎町三丁目六番一二号
株式会社光コム
代表取締役社長　福沢　博志

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年六月二日
東京都荒川区東日暮里三丁目三一番一八号
株式会社キューピ
代表取締役　冨塚　眞義